

12月定例会 議案審議

請願第3号 精神障害者に対する福祉医療費助成制度の改善を求める請願書

PICK UP 1

精神障害者が精神科通院以外の受診においても、福祉医療助成制度（マル福）の対象とすること。医療費助成は1級のみならず、2級まで拡充することの意見書を甲賀市議会から滋賀県に提出することを求めるもの。

全員賛成で採択

請願第4号 国に対し所得税法第56条廃止の意見書提出を求める請願書

PICK UP 2

所得税法第56条にある、事業主の配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しないことに対して、廃止を求める請願で、甲賀市議会から所得税法第56条の廃止を求める意見書を国に提出を求めるもの。

賛成少数で不採択

■ 反対討論

適正で公正な課税をすべきであり、廃止だけでなく、全体的な税法の議論に進むべきである。

□ 賛成討論

社会状況も変化しており、家族従事者の働き分が正当に評価されるべきである。

議案第92号 甲賀市多文化共生センター条例の制定について

PICK UP 3

多様な文化を背景に持つ市民の交流を促進し、相互理解を深めるため、甲賀市多文化共生センターを設置するもの。

Q 約4,500人の外国籍の人たちの出身に特徴はあるか。

A 近年は東南アジアの外国人市民が増加している。

Q 多文化共生センターを部局連携で支えていく必要は。

A 多文化共生推進庁内チームを設け、部局連携に取り組んでいる。

Q センターの運営体制は。

A 初期においては市直営の管理を予定しているが、設置から一定程度の期間において甲賀市国際交流協会の意向も確認しながら、指定管理者制度導入の判断を検討する。

議案第93号 甲賀市立幼保連携型認定こども園条例の制定について

PICK UP 4

甲賀市立幼保連携型認定こども園を設置するもの。

AQ 本条例制定の目的は。

AQ 幼児教育と保育を一体的かつ効果的に提供するため。

AQ これまでと何が変わるか。

AQ 新たな環境変化や負担が生じるものではない。

PICK UP 5

中学校特別教室及び屋内運動場の空調設備の整備経費や道の駅あいの土山再整備事業等の債務負担行為を追加計上され、歳入歳出2億3,281万9千円を増額する議案。

奨学金を活用した若者の定住促進事業補助金の増額(140万円)

Q 令和5年度中の支援金支給者数は？

A 67人と見込んでおり、計画値の50人を17人上回る見込みである。

中学校特別教室等空調設備の経費を追加(2,997万3千円)

Q 対象となる特別教室・屋内運動場は、どこになるか？

A 市内中学校の技術室、理科室、家庭科室、美術室及び屋内運動場となる。

子育て応援医療給付事業扶助費の増額(1,414万1千円)

Q 中学生以下の医療給付費額が増えた要因は？

A 制度の浸透や新型コロナウイルスに伴う受診控えの解消、新型コロナウイルスの治療費が保険診療に変更となったことが考えられる。

道の駅あいの土山再整備事業の工事費を追加(18億3,200万円)

Q 再整備予算に係る予算が、大幅に増加した経緯は？

A 計画交通量だけでなく、来館者数も想定した施設規模とした。また、近年の資材や物価高騰等も影響している。

PICK UP 6

物価高騰、地域・経済活性化のためクーポン券を配布するほか、農業者、地域公共交通事業者等に対する経費を追加計上され、歳入歳出8億949万2千円を増額する議案。

低所得世帯等臨時特別給付金追加支給事業(5億3,328万9千円)

Q 物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯に対し、給付金を支給(7万円/1世帯)

Q 給付の方法について、申請などには必要か？

A 1回目の給付実績がある場合は、案内通知が来れば、申請不要で2月中旬に振り込む。ただし、給付実績が無い場合は、確認書の返送があったからの振り込みとなる。

地域経済応援クーポン券配布事業(2億2,623万8千円)

Q 物価高騰の影響を受けている地

域経済の活性化のため、市内店舗で利用できるクーポン券を配布(5千円/1世帯)

Q 配布時期と使用期限は？

A 配布時期は、4月上旬、利用は5月中旬から年内を想定している。

学校給食材料費支援事業(1,400万円)

Q 物価高騰を受け、子育て世代の負担軽減と安定した給食の提供を図る。

Q この補正により、物価高騰分をすべて賄えるのか？

A 年度内は、賄える想定である。

PGK UP 7

21議案につき、各常任委員会において慎重審査され、全議案全員賛成で可決されました。

希望ヶ丘コミュニティセンターと貴生川コミュニティセンターの指定管理者をそれぞれまちづくり協議会、地域自治振興会に指定することについて

Q 貸館における使用料収入は、自治振興会が利用する場合は免除になるのか。

A 収入は全て管理者へ。振興会活動は減免対象になる。

QAQ 維持管理、修繕の基準は。経年劣化によるもので1件5万円を基準に協定で定める。

Q 市内の市民センター全て指定管理にするのか、管理者は非公募、自治振興会とするのか。

A 非公募による自治振興会等による指定管理か、市運営の管理かを想定している。

QAQ 管理料の積算の基準は。ガイドラインに基づき施設ごとに積算。基準は統一した上で、施設ごとに異なる管理料を設定。

Q 自治振興会交付金とのすみ分けは。

A 財源として切り離して実行いただくのが原則。

Q 地域マネージャーの活動拠点と経費の関係は。

A センター内にある振興会事務所を想定。指定管理料の経費に含む。

水口体育館の指定管理を三幸株式会社指定することについて

Q 市直営ではなく、なぜ指定管理にしたのか。直営の問題点と指定管理の理由は。

A 導入を想定していた。多様化する住民ニーズに効果的に対応し、民間ノウハウを生かし、サービス向上・管理費の節減を図るため。

Q 二者公募で三幸株式会社に決定した評価の特徴、違いは。

A 施設の空き状況を踏まえ、さらなる有効活用を図る提案がされ、判断されたもの。

QAQ 利用者にとってどう変わるか。

A 柔軟な発想による効果的利用、質の高いサービスにより一層のスポーツ推進、健康増進につながる。

市立みなくち診療所の指定管理を医療法人今村医院に指定することについて

Q 日曜・祝日の休日診療のみとなっているが住民への説明は。

A みなくち診療所において平日に提供されている医療は、ほぼ近隣で代替え可能。貴生川地域区長会で説明し、広報・HP・あいコムこまか等で周知する。

Q 3年間の事業計画と指定管理料の根拠は。

A 日曜日の外来診療の実施、市で不足する医療サービスを充実すること。指定管理料は、水口医療介護センターの日曜日の外来診療の実績に基づき積算。

QAQ 指定管理業務の範囲は。

A 日曜日の外来診療は必ず実施すること。また、診療科目は内科を原則とすること。

